

令和5年2月10日（金）開催

令和4年度
第11回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第11回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年2月10日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案件
報告 第1号 横浜町農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則
について
報告 第2号 横浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部
を改正する規程
報告 第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の
承認について
議案 第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年2月1日に招集告示
致しました令和4年度第11回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は全員ですので、横浜町農業委員会会議規則
第7条により、総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出
席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 （～会長あいさつ～）

事務局 秋田 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、2番 青木一人 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 横浜町農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 深井 それでは、1ページをお願い致します。

報告第1号 横浜町農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、ご報告致します。

(～報告1号 報告説明～)

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、報告第2号 横浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正する規定について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 深井 2ページをお願い致します。

報告第2号 横浜町農業委員会の農地利用最適化推進の選任に関する規程の一部を改正する規程について、ご報告致します。

(～報告2号 報告説明～)

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

議長 長倉 次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 3ページをお願い致します。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。今回は両者合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものがあります。内容は、農地中間管理機構を活用した利用権設定に係るものであり、3件の3筆、8,278㎡を合意解約致しました。解約理由については、番号1から3の賃借人は同一人物であり、元々契約していた〇〇〇〇するためであります。また、全ての農地について〇〇〇〇となっております。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第4号第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 4ページ及び議案第1号別紙をご覧ください。ご説明する前に本日の議案に係る現地調査は1月30日（月）に、農業委員7番 長倉委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山委員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請の内容は、申請人が〇〇〇〇する計画であります。申請人の経営規模については〇〇〇〇しております。申請地の位置図は5ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 濱谷 （～現地調査結果報告～）

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。
質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 6ページから8ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は9件の12筆で、農地中間管理機構を活用する計画でございます。利用権を設定する農用地の所在は、9ページから11ページのとおり〇〇〇〇しております。利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇であります。利用権を設定する農用地は全て以前、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画にて利用権設定しており期間が満了したため農地中間管理機構へ切り替えるものであります。利用権の設定者及び内容に変更はなく、全て牧草を作付けし10年間使用貸借で利用する計画となっております。番号5についてですが、この農用地は筆界未定地となっておりますが農地中間管理機構の担当者へ確認したところ登記されている土地なので、農地中間管理機構で扱えるとのことで確認しました。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）は原案のとおり承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、〇〇〇〇委員が該当しますので、議案第3号の審議が終了するまで一時退席をお願い致します。（～一時退席～）

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。事前に配布致しました議案第3号の資料及び添付されている位置図をご覧ください。今回の申請は1件でございます。申請内容は〇〇〇〇を作付けする計画であります。申請理由と致しまして、借受人は

現在農地台帳上では耕作面積がゼロとなっております。実際は耕作していますが、農地法上の手続きがされていないため今回申請することと致しました。また、借受人は〇〇〇〇となったため、急遽追加での審議となりました。

現地調査については実施できませんでしたが衛星写真及び聞き取りにより耕作されている旨、事務局にて確認致しましたので報告致します。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。
質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は許可することに決定致します。

議案第3号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入場を認めます。

(～委員入場～)

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和4年度第11回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年2月10日(金)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 印

議事録署名者 菊池 國廣 印

議事録署名者 青木 一人 印